

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和2年2月4日（火）

（案件名）

- ・ 令和2年度における当せん金付証票の発売許可について
（ドリームジャンボ・ドリームジャンボミニ）（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

山本理事官（内23393）

令和2年度における当せん金付証票の発売許可について

令和 2 年 2 月
自治財政局 地方債課

1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団体名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会	889,954	454,004	54,000	508,004	381,950
ドリームジャンボ	54,000	0	54,000	54,000	0
ドリームジャンボ	36,000	0	36,000	36,000	0
ドリームジャンボミニ	18,000	0	18,000	18,000	0
サマージャンボ	87,000	0	0	0	87,000
サマージャンボ	63,000	0	0	0	63,000
サマージャンボミニ	24,000	0	0	0	24,000
ハロウィンジャンボ	48,000	0	0	0	48,000
ハロウィンジャンボ	33,000	0	0	0	33,000
ハロウィンジャンボミニ	15,000	0	0	0	15,000
年末ジャンボ	183,000	0	0	0	183,000
年末ジャンボ	132,000	0	0	0	132,000
年末ジャンボミニ	51,000	0	0	0	51,000
バレンタインジャンボ	42,000	0	0	0	42,000
バレンタインジャンボ	27,000	0	0	0	27,000
バレンタインジャンボミニ	15,000	0	0	0	15,000
通常くじ	53,950	32,000		32,000	21,950
数字選択式宝くじ (ナンバーズ)	86,254	86,254		86,254	0
数字選択式宝くじ (ミニロト)	28,935	28,935		28,935	0
数字選択式宝くじ (ロト6)	163,856	163,856		163,856	0
数字選択式宝くじ (ロト7)	127,077	127,077		127,077	0
数字選択式宝くじ (ビンゴ5)	15,882	15,882		15,882	0
東京都	10,300	4,960		4,960	5,340
関東・中部・東北 自治宝くじ事務協議会	37,800	17,500		17,500	20,300
近畿宝くじ事務協議会	12,000	5,550		5,550	6,450
西日本宝くじ事務協議会	16,500	7,900		7,900	8,600
栃木県	10,500	6,000		6,000	4,500
合計	977,054	495,914	54,000	549,914	427,140

2 当せん金付証票法第5条第2項により総務大臣が指定する宝くじの概要

発売団体	回数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍数 (万)
全国自治宝くじ事務協議会	第840回	36,000	300	300	ドリームジャンボ R2.5.8~R2.6.5	100

●当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条

- 2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

●地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。

ドリームジャンボ宝くじの商品設計（案）（概要）

	令和元年度		
		ドリームジャンボ	ドリームジャンボミニ
発売計画	570億円	390億円	180億円
発売実績 (発売計画 消化率)	398億円 (69.8%)	284億円 (72.8%)	114億円 (63.4%)
証票金額	—	300円	300円
発売期間	H31.4.1～4.26(26日間)		
1等賞金 (前後賞)	—	3億円×13本 (1億円×26本)	3,000万円×30本 (1,000万円×60本)



	令和2年度		
		ドリームジャンボ	ドリームジャンボミニ
発売計画	540億円	360億円	180億円
証票金額	—	300円	300円
発売期間	R2.5.8～6.5(29日間)		
1等賞金 (前後賞)	—	3億円×12本 (1億円×24本)	1,000万円×60本

ドリームジャンボの商品設計

令和元年度

1ユニット=30億円（1,000万枚）あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	300,000,000	1
前後賞	100,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	10,000,000	3
3等	1,000,000	60
4等	100,000	2,000
5等	10,000	10,000
6等	3,000	100,000
7等	300	1,000,000



令和2年度

1ユニット=30億円（1,000万枚）あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	300,000,000	1
前後賞	100,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	10,000,000	3
3等	1,000,000	10
4等	50,000	3,000
5等	10,000	20,000
6等	3,000	100,000
7等	300	1,000,000

ドリームジャンボミニの商品設計

令和元年度

1ユニット=30億円（1,000万枚）あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	30,000,000	5
前後賞	10,000,000	10
2等	5,000,000	10
3等	1,000,000	200
4等	100,000	3,000
5等	10,000	10,000
6等	3,000	100,000
7等	300	1,000,000



令和2年度

1ユニット=30億円（1,000万枚）あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	10,000,000	10
2等	100,000	1,000
3等	10,000	100,000
4等	300	1,000,000